06 外務省 非予算(特区·地域再生 再検討要請回答).xls

管理:	-r	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の 番号・名称	求める措置の具体的内容	- 具体的事業の実施内容・提業理由) 措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
0620010	平利	和遊礼特区	此入国管理及订難民認 定法第6条 分務各設置法第4条第1 3号	61の国・地域の外国人が、在留貨 格で振明等在に該当する活動を 行う場合・亜証を免除している。		四へ八回する場合には、80日以内の「延制市 在:レバス左原密数が囲めたれ 本証が必要な	の広園状況まり、シリの確認を認め、アンエネ W ボキホ ! ホネルビキ地区 パソムソー・シ の数 HROOHMA* ! 推進の受機としたい。 予防措置: 野舎ネれる 非が国の安全・安小を脅かすれ国人、テロリストや和罪者などの 入国者に対して C	N \$.	↑国人の人国後その滞在地域を限定することは国難と考えられるため、特定の地域を訪問 る者を対象として査証を免除することは困難である。	右接承主体からの意見に対して冒答されたい。	ご回答は、一方的な物意いに見受けられます。「平和進礼」とは、 果なる「観光目的」「平和建株学習」ではなく、ヒロシマの単化を防 ぐためのシステムであり、「平和進札」において国・民族・宗教を超 よての裏の平和教を目れらい出れるといて目の性にているとい またの裏の平和教を目れられるです。この事業で平和意札は 現上指定する経案に対して一方的に"百襲と考えられる"とされ るのはいかがなものでしょうか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		īV	幸証の目的は、入国管理上問題のないと思られる外限人を受け入れる一方、我が国の利害を増する行為を行うおされのある外国人の人間を指導することにある。また、我が国はられる中心は「対別滞在」のための査証を免除しており、我が国に入国する外国人の約の割まをはて入口、国でいる。外国人の人間を入る人の人間をは、日本の人間、日本の人は		1 0 2 3 0 1 0	ワールド・ビース・ヒロ シマ	広島県	法務省外務省
0620020	医线	変ごザの割役	定法第6条	外国人が、医療機関告診のための日本は 日本日本ない、期間滞在しまうとす 会場合には、「短期滞在」査証を発 給している。	F	外国人患者が、日本国内の高度先端的な医療 機関を受診する場合、株者から治療、回復に至 るまで分別者できる者証(医療ビザ)を創設 し、迅速に発給できるようにする。	現行の出入園管理及び難民認定法では、外国人患者が日本の医療機関で受診する場合、 知期滞在ビザを申請し、00日間の在部が可能だが、病状によっては、その期間内に十分な 治療が行えないケースもある。 高質養産を必要させる外国人のニーズに応えるため、外国人患者が日本国内の高度先婦 的な高級機能を支援が合称。及表から治療、自関に至るまで十分滞在できる査証(高度 ビザと配制に、直送に免給できるからするのをがある。 でする形成し、直送に免給できるからするのをがある。 「対象なる医療機関 (認定の条件例)) (別定の条件例) (別	IV E	・ 古機関単於のもよい「短期津女・大切も由端する場合 由端にみ悪か事務を明確ルする	「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年 6月18日閣議決定)及び「新成長戦略」(同年 6月18日閣議決定)を踏まえ、「いわゆる『医 療滞在ビザ』に関する査証の取扱を明確化 する時期及び方向性について言及した上で、	関係団体より、「人活的見地から、外国人患者が日本国内の医療 機関等を診する場合、複素から治療、問復に至るまで滞在でき る査証(療療帯にザリを制限し、迅速に発体できるようにするの 変がある。この場合、(定着性を目的とす。外国人患者に対し保 験診療に実した自我診療基を有する、迅速者を受け入れた医療 機関の地域性気への医療提供所は、実験を実むが、国として 配慮、支援を行う。(3族機関所の外国人党人体制が整ってい 配慮、支援を行う。(3族機関所の外国人党人体制が整ってい の、金領は、可能と者の党人を影響機関に対した影響に変を行 、金領は、対しまるの学人を影響機関に対した影響に変を行 を必要することが必要、」との意見が出ており、制度検討に当たり 配慮施いたい。	D	TV	「規制・制度改革」に係る対処方針」(平成2年6月1日間開設決定) 及び「郵成長戦略」(同年6月1日日間膨決定)と指達え、平成22年 度中に、いわゆる「最後準在ビザ」の発統を開始する。なお、医機 機関に対する実践や指導については、関係を指が持ちぬと考え るが、外務省としては、医療機関が外国人を受け入れるのに差し 支えないか否かという観点からも、査証審査を行ってまいりたい。		1 0 3 0 0 0	兵庫県	兵庫県	法務省 外務省
0620030	沖紅	順県において、中国からの 旅行客に対する観光促進	の間 完全第5条 外外等設置法第4条第1 3号	61の国・地域の外国人が、在留資 格/短期等在11該当する活動を 行う場合・査証を免除している。	ğ.	中国人の団体観光客が、沖縄県へ観光目的の ため直行使で人帰却する際に限り、無査証(ビ ヴなし)入頭を認める	関国・韓国・チェジュ島では、特別自治制度の中の無査証入国を認めた(一定の条件があるが)ことで、観光地チェジュの名前が世界に広がり、大変魅力的な地域に変わった。日本でも中国から数光を素人基準制が行われ、定分で十大学をの特徴で年度の万元・(2000万円以上の変形を成分が一体の二分が一体を一分が一体を一分に表現を表現で表現を発生している。 (2000万円以上の変形を成分が一体の二分が一体を一分に対して表現を発生して持ち、 (2000万円以上の変形を成分になっては が高まっているが、沖縄間においてはチェジュ島とおびに海、の神色を恋かしてさらに無審証 人国を認める規制報心を行ことで、観光等の時故を広げ、基地の明からの限成、観光意業 による地域用長に立ながら効果を作る。 一方、特別の週間にあたっての治安の問題、未除などが思さされる中、()団体観光の斡旋 果若登録(②教程の物像な管理、等の弊響を生物上の指置をつく()、対応するものとしたい。		3国人の入国後その滞在地域を限定することは周騰と考えられるため、特定の地域を訪問 る者を対象として査証を免除することは周難である。	L'o	沖縄県は、親光東のさらなる発展を掲げ、2007年にビジット沖縄を 立案した。ビジット沖縄の自轄連成には、外風、親光客、特に経済 成長が着以、中国からの集を可変となる、沖縄は無端であ り、整衛手段は飛行機、または急能の利用が必須ななることから、 であるた実とから、そこで、一ゼではなく。団体製を向けに原 リ沖縄限定の短期製光査証を新設し、簡素化しての発給を提案す。 ・簡素化にあたり、年間所得等の単作規程の型とは、即年 級、期間短縮を第一目標とする。また、オーストラリアのETAS同 様、インターネットを利用した電子人国許可制度も検討する。	C	IV	外国人の人間後その滞在地域を沖縄に規定することは困難と考 されるため、沖縄を別断する中国人観光をのみを対象とした実証 されるは、沖縄を別断する中国人観光をのみを対象とした実証 は、設行において、滅極器を支援を力が確認でも対域を延を発 能している。また、査証は、問題がなければ、申請から5労働日以 内に発給しており、これは、中国人観光客も同様である。		1 0 5 6 0 1 0	NPO法人第三世界 ショップ基金	沖縄県	外務省